

(趣旨)

第1条 この要綱は、新婚世帯の定住促進及び低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、経済的不安を軽減し、地域における少子化対策の強化を図るため、新規に婚姻した世帯に対し住居費、住宅リフォーム費用及び引越費用の一部を補助することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 第6条に規定する申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。
- (2) 継続世帯 前年度に多可町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付決定を受けた夫婦であって、その補助金の交付額が前年度の補助金上限額に達しなかった世帯又は認定を受けた夫婦の世帯をいう。
- (3) 認定 新婚世帯のうち、申請年度内に交付申請を行うことが困難な者に対し、申請年度の翌年度に補助金の交付申請をすることができる資格を与えることをいう。
- (4) 住居費 婚姻を機に新たに町内に住宅を取得する費用又は町内の住宅物件に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、賃料及び共益費は1か月分を上限とし、夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該月額手当額を除いた額とする。
- (5) 住宅リフォーム費用 婚姻を機に住宅機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。
- (6) 引越費用 婚姻を機に新たに町内の住宅に引っ越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (7) 町税等 町税その他町の債権に係る徴収金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、継続世帯又は次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 新婚世帯の総所得金額（申請時において発行される最新の所得証明書における夫婦の所得額の合計額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の総所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額が500万円未満であること。
- (2) 申請日において、夫婦がともに町内に住民登録を有し、夫婦の双方又は一方の住所が当該住宅の住所となっていること。
- (3) 婚姻日において夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること。
- (4) 多可町に定住する意思を持ち、5年以上の居住を誓約した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する新婚世帯は、補助対象者としなない。

- (1) 過去に夫婦の双方又は一方が結婚新生活支援事業に基づく補助金を受けたことがある新婚世帯
- (2) 夫婦の双方又は一方に町税等（転入した場合にあっては、転入前の市区町村税等を含む。）の滞納がある新婚世帯
- (3) 他の公的制度による住居費、住宅リフォーム費用及び引越費用の補助を受けている新婚世帯
- (4) 夫婦の双方又は一方が多可町暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員であるとき。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（消費税及び地方消費税を含む。）は、申請年度内に支払った住居費、住宅リフォーム費用及び引越費用の合計額とする。ただし、住居費、住宅リフォーム費用及び引越費用は、申請日において現に居住している当該住所に係る経費に限る。また婚姻前の住宅購入又は住宅リフォームについては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に取得又は実施したものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、住居費、住宅リフォーム費用及び引越費用の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は、1世帯当たり60万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、継続世帯については、前年度の補助上限額から前年度に既に交付されている額を差し引いた額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多可町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて、申請年度内に、町長に提出しなければならない。ただし、継続世帯については、次の第1号から第6号に掲げる書類を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 住民票の写し
- (3) 所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (5) 納税証明書又は完納証明書等
- (6) 多可町結婚新生活支援事業補助金に係る誓約書（様式第2号）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第3号）（住宅を賃借している場合に限る。）
- (8) 住宅の売買契約書及び支払ったことが確認できる領収書等の写し（住宅を取得した場合に限る。）
- (9) 住宅の賃貸借契約書及び支払ったことが確認できる領収書等の写し（住宅を賃借している場合に限る。）
- (10) 住宅の工事請負契約書及び支払ったことが確認できる領収書等の写し（住宅をリフォームした場合に限る。）
- (11) 引越費用に係る支払ったことが確認できる領収書等の写し（引越業者又は運送業者を利用した場合に限る。）

(12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、多可町結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第1項の申請内容に変更が生じるときは、速やかに多可町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、多可町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（認定申請）

第8条 認定を受けようとする新婚世帯は、多可町結婚新生活支援事業補助金認定申請書（様式第7号）に第6条第1項第1号から第6号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、多可町結婚新生活支援事業補助金認定（却下）通知書（様式第8号）により当該認定申請をした者に通知するものとする。

（交付請求等）

第9条 交付決定者は、第6条第2項又は第7条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに多可町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から5年未満で夫婦若しくは夫婦のいずれか一方が転出（子どもの出産又は出産予定、仕事の都合等による一時転出の場合を除く。）したとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を多可町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、多可町結婚新生活支援事業補助金返還命令書（様式第11号）によりその返還を命じるものとする。

（遅延利息）

第12条 交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき法定利率による割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

(報告等)

第13条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日告示第23号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日告示第33号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月1日告示第8号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日告示第53号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の多可町結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の申請に係る補助金の交付手続きに関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続きについては、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月26日告示第20号)

- 3 この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月26日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第32号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の多可町結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る補助金の交付手続きに関し適用し、同日前の申請に係る補助金の交付手続きについては、なお従前の例による。